

第二次大平内閣の発足に当たつての綱紀肅正と 行財政の刷新に関する当面の方針について

(昭和五十四年十一月九日 閣議了解)

綱紀肅正

- (1) 一部政府機関の不正経理問題その他公務員等の綱紀にかかわる一連の問題については、引き続き事実を徹底的に究明し、不正の事実に関しては関係者の厳正な処分を行う。
- (2) 官庁(政府関係機関を含む。)間の接待と贈答品の授受は、厳に慎しむ。
- (3) カラ出張その他予算の不当使用の根絶を図る。このため各省庁において旅費、庁費等の予算の実行について再点検を行うとともに、予算の計上と執行を厳正に行う。
- (4) 各省庁及び政府関係機関による政治家のいわゆる「励ます会」のパーティー券の購入、あつせん等は自粛する。

- (5) 執務時間の厳守、超過勤務の適正な管理など勤務体制の厳格化を図る。
- (6) 公務員の関係業界等からの接待及び贈答品の受領は、国民の疑惑を招くことのないよう厳に慎む。
- (7) 公務員の外国政府及びその職員からの贈答品の受領については、外交儀礼上止むを得ない場合で、かつ、軽少なものに限る。

行財政の刷新

- (1) 行政改革については、強い決意をもって取り組むこととし、その一環として特殊法人、省庁附属機関及び地方支分部局などについて、年内にその整理計画を策定する。
- (2) 補助金及び行政事務については、年内にその整理計画を策定する。
- (3) 閣僚の給与については、当面、本年度のベース・アップを自粛する。
- (4) 政府関係機関の役員の公務員からの選考については、一層厳しく運用することとし、いわゆる「たらい回しの異動」については、国民の批判を招くことのないよう、真に必要な場合を除き認めない。